

宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）が児童及び生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的として実施する事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 助成金を受けようとする学校は、全児童・生徒に福祉意識の高揚が図られるよう努めなければならない。

3 社会福祉法人宇土市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、学校等と緊密な連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広報・啓発

ア 講演会、映画、展示会等の開催

イ 学校新聞等での広報・作成

(2) 調査研究

ア 調査・研究活動

(3) 体験学習を目的とした実践

ア 社会福祉施設等での訪問・交流活動

イ 社会福祉施設等での宿泊を伴う体験活動

ウ 社会福祉体験活動（技術習得を含む。）

エ 地域一般での訪問・交流・体験活動

オ 地域との連携

カ 清掃・環境美化活動

キ 学校行事への招待・参加

ク 学校外行事参加活動

ケ 収集・募金活動

コ 創作・制作活動

サ 意識・高揚活動

シ 国際理解協力活動

(4) 協力校間の情報交換

(5) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的達成のため必要な事業

(助成金の金額)

第4条 交付する助成金の額は、1校につき5万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする学校長は、宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金交付請書（様式第1号）に、ボランティア協力校事業活動計画書（様式第2号）及びボランティア協力校事業収支予算書（様式第3号）を添えて

本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の決定）

第6条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書等を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定する。

2 会長は、交付決定の内容を宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、学校長に通知する。

（変更の申請等）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成事業計画変更申請書（様式第5号）に第5条に掲げる添付書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 助成事業等の要する予算を変更しようとするとき。

(2) 助成事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成金等の交付の決定を受けた者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく会長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 会長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告があった場合は、宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金交付取消・変更通知書（様式第6号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績の報告）

第8条 学校長は、事業を完了した後、速やかに宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業実績報告書（様式第7号）、ボランティア協力校事業報告書（様式第8号及び様式第8号の2）及びボランティア協力校事業収支決算書（様式第9号）を、会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 会長は、前条により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査等によりその報告に係る助成事業等の成果が助成金等交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は助成決定額を減額したときは、交付すべき助成金等の額を確定し、宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金等交付確定通知書（様式第10号）により当該助成団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業等の終了後（助成事業が継続して行われている場合は、各年度終了後）に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の規定による交付を受けようとする助成団体等は、宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金概算交付申請書（様式第11号）を会長に提出しなけ

ればならない。

4 会長は、第2項の規定により概算額の交付決定をしたときは、宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金概算交付通知書（様式第12号）により助成団体等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 会長は、前条の規定による交付決定を通知した助成団体から提出される宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金（交付・概算払）請求書（様式第13号）により、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第12条 会長は、前条の規定による事業実施報告書等に基づき、助成金の使途等が、第3条に規定する事業内容と著しく異なるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 宇土市社会福祉協議会ボランティア協力校事業助成金交付要綱（平成30年4月1日施行）は廃止する。